

令和2年4月17日

市内小中学校在校生の保護者 各位

古河市教育委員会
教育長 鈴木 章 二
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策による令和元年度在校生の
学校給食費の減額（返金）について

保護者の皆様には学校給食事業につきましては日ごろからご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、古河市内の新型コロナウイルス感染拡大による令和2年4月からの学校休校に伴い、給食も休止となったところですが、今後の情勢が流動的かつ不安定な状況であり、給食事業も先行きが不透明であると考えております。

以前に減額分の給食費につきまして、令和2年度1期分に振替させていただくよう通知いたしましたが、流動的な情勢に対応するため、減額分を返金に変更いたします。

つきましては、令和元年度在校生の給食費減額分は、下記のとおり振替から返金に変更となりますのでお知らせ申し上げます。

大変恐縮ではございますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 給食費減額（返金） 児童生徒ごとに給食を休止しました期間に応じた額を減額とし、その減額分を返金といたします。減額については、古河市ホームページの学校給食課のお知らせに早見表を掲載しております。
2. 減額（返金）方法 減額後、返還金額が生じた場合、保護者の方の学校給食費等の振替口座への入金を予定しております。
また、口座をお持ちでない方につきましては、現金による返還を予定しております。
3. 返還等の時期 実施時期につきましては未定となります。返還等が可能となった時点で実施してまいります。振替口座へ入金の場合は、入金実施をもちまして返金の通知と代えさせていただきます。

【問合先】

古河市教育委員会 学校給食課
学校給食費担当

住所：〒306-0205 古河市関戸 1014-1

TEL：0280-98-3555 FAX：0280-98-0613